

感染防止対策チェックリスト

様式3

【令和5年1月18日版 埼玉県教育委員会】

学校名 埼玉県立鷺宮高等学校

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、催物の情報をご記入ください。
------	-------------------------------------

開催日時	令和5年3月10日（金）10時00分 ～12時00分 複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧を添付してください。
行事名	第43回 卒業証書授与式
開催会場 （場所）	埼玉県立鷺宮高等学校
会場所在地 （住所）	埼玉県久喜市中妻1020 埼玉県立鷺宮高等学校体育館
参加対象	<input checked="" type="checkbox"/> 児童生徒、教職員及び保護者のみ <input type="checkbox"/> 児童生徒、教職員及び中学生（中学生の保護者含む）のみ <input type="checkbox"/> 児童生徒、教職員及び一般
参加人数	730名 （内訳 児童生徒 269名、教職員 64名、 保護者 400名、中学生 名、一般 名）
開催案内等 のURL （無ければ不要）	

責任者 （学校長）	学校長 木村 寿雄
担当者 職名・氏名	教頭・塩原 克幸
連絡先	（電話番号）0480-58-1200
その他の 特記事項	特記事項無し

※「大声なし」を原則としています。

※「大声の定義」は、「観客等が、通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策を十分に施さないイベントは「大声あり」とします。

感染防止対策チェックリスト

【令和5年1月18日版 埼玉県教育委員会】

基本的な 感染防止	<p>イベント（以下「行事等」という。）開催時には、下記の項目（行事等開催時の必要な感染予防策）を満たすことが必要です。</p> <p>※5000人超かつ収容率50%超の行事開催時には具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。</p>
----------------------	--

チェック欄 【○、×、—（該当なし）】

1. 参加者の感染対策	
（1）感染経路に応じた感染対策	
①飛沫感染対策	<p><input type="radio"/> ・適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）の正しい着用を周知・徹底する。</p> <p><input type="radio"/> ・会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）における参加者間の適切な距離を確保する。（※） ※人と人が触れ合わない程度の間隔を確保</p>
②エアロゾル感染対策	<p><input type="radio"/> ・常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上・1回に5分間以上等)を徹底する。</p> <p><input type="radio"/> ・適切なマスクの正しい着用を周知・徹底する。【①と同様】</p> <p><input type="radio"/> ・会場(客席、入退場口やトイレ等の共用部)における参加者間の適切な距離を確保する。【①と同様】</p>
③接触感染対策	<p><input type="radio"/> ・参加者によるこまめな手洗・手指消毒を徹底する。</p> <p><input type="radio"/> ・施設内(出入口、トイレ、共用部等)の消毒を定期的かつこまめに実施する。</p> <p><input type="radio"/> ・会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）における参加者間の適切な距離を確保する。【①と同様】</p>
1. 参加者の感染対策	
（2）その他の感染対策	
④飲食時の感染対策	<p><input type="radio"/> ・前項（1）感染経路に応じた感染対策と併せて、飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）を徹底する。</p>
⑤イベント前の感染対策	<p><input type="radio"/> ・発熱等の症状がある者の参加の自粛を徹底する。</p>
⑥感染拡大防止対策	<p><input type="radio"/> ・行事等で感染者が発生した際の参加者への注意喚起をする。</p>

2. 児童生徒や教職員等の感染対策

⑦ 児童生徒や教職員等の感染対策	<input type="radio"/>	・有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は登校を控えるなど、日頃から児童生徒や教職員等の健康管理を徹底する。
	<input type="radio"/>	・準備や練習時、行事等開催前も含め、児童生徒や教職員等の関係者間での感染リスクに対処する。
	<input type="radio"/>	・舞台と客席との適切な距離の確保など、児童生徒や教職員等から参加者に感染させないための対策を実施する。

上記に加え、「県立学校版 新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」や関係通知を遵守すること。

また、チェックリストに記載されている内容は、必要最低限の感染防止対策を示しているもので、各学校において、児童生徒や教職員等の健康・安全の観点から、これを超える制限を定めることは、問題ありません。